

ピリカの丘牧場コミュニティホース 規約

2021年8月1日 発行

第1条(適用)

1. 本規約は、北海道札幌市西区小別沢149-2に所在し、株式会社COASを運営会社とするピリカの丘牧場（以下「当牧場」と表します）のコミュニティホース会員である共同オーナー（以下「共同オーナー」と表します）に適用します。

第2条(目的)

1. コミュニティホースは、入会された共同オーナーと共に当牧場の馬の命と自然を守ること、子供たちに馬と触れ合う機会を提供すること、また、共同オーナーもSDGsへの貢献として社内外にアピールができるよう、当牧場がその機会を提供することを目的とします。

第3条 (サービス)

1. 共同オーナーは、別紙「共同オーナー様へのサービス」によって規定されている通り、当牧場の用意するサービスをご利用いただくことができます。

第4条 (共同オーナー資格)

1. 共同オーナーになることのできる方は、コミュニティホースの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。
2. 共同オーナー資格の譲渡、販売は認めません。

第5条 (入会手続き)

1. 資格の発生は、当牧場がこれを承諾し、入会金・事務手数料・月会費の納入を行うことを持って、共同オーナーとします。
2. 未成年または学生等当牧場が必要と判断した方については、保護者が本人と連帯し、責任を追う同意書に署名が必要です。
3. 共同オーナー数を考慮して入会制限を行う場合があります。

第6条 (会費等の支払)

1. 共同オーナーは、当牧場の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費一口の金額、支払期限及び支払い方法は、当牧場が定めるものとします。

2. 料金は別紙料金表によって規定されます。
3. 入会金・事務手数料は法令の定めがある場合を除き、いかなる理由があっても返金致しません。
4. 入会金・事務手数料は、一度払えば退会まで有効となります。退会後再度入会する場合は、入会金・事務手数料の支払いが必要となります。
5. 月会費の支払いは、利用する月の前月26日に自動引き落としとなります。
6. 月会費の増減を希望する場合は、変更希望月の前月5日までに所定の手続きを行うことによって変更することができるものとします。
7. 割引対象プログラムにご参加の場合、当牧場所定の方法にて都度精算となります。

第7条（退会手続き）

1. 共同オーナーは、入会后3ヶ月間の会員継続が必要となります。
2. 入会4ヶ月目以降は、退会を希望する前月5日までに所定の退会手続きを行うことによって退会することができるものとします。
3. 日割り精算等による返金を含めた一切の返金は行われません。
4. ただし、当牧場都合の解約の場合はこの限りではありません。

第8条（資格の喪失）

1. 以下のような事由または行為によって、当牧場が共同オーナーとして不適当であると判断した場合は当該共同オーナーに通知することによって一方的に契約を解除し、共同オーナー資格を喪失させることができるものとします。
 - 1-1 当規約に違反し、再三に亘る通告にも応じる様子がない場合
 - 1-2 営利目的のために共同オーナーの権利を利用した場合、またその疑いが生じた場合。
 - 1-3 共同オーナー以外の第三者のために共同オーナーの権利や情報を利用した場合
 - 1-4 他の共同オーナーや牧場スタッフに損害や迷惑を与えたり、誹謗中傷する発言や行為をした場合
 - 1-5 月会費の支払いが2ヶ月間以上遅延した場合
 - 1-6 その他、当牧場の共同オーナーとして不適切な行為が合った場合

第9条（施設利用にあたっての注意点）

1. 共同オーナーは、牧場訪問またはプログラム参加を希望する場合、訪問・参加希望日2週間前までにメールを通じて予約し、予約完了ののち利用ができます。予約のない場合は利用できません。
2. プログラムの馬選定はスタッフが実施し、共同オーナーは指示に従うものとします。
3. 馬具などの備品は、丁寧に取り扱い使用後は必ず元の場所へ元通りの形にしてご返却下さい。また、自己の不注意により破損したときは、当牧場に弁償することとします。

す。

4. 自己の持ち物は放置せず、持ち帰ることとします。

第10条（個人情報）

1. 共同オーナーは、当牧場の活動を通して知りえた個人情報の取り扱いには十分配慮し、第三者への情報漏えい等が無いよう、守秘を厳守するものとします。
2. 共同オーナーは、牧場内で撮影した写真に他の共同オーナーの顔が認識できるレベルで映り込む場合、当該共同オーナーの許可なしにSNS等に公開しないよう配慮するものとします。

第11条（会費の変更）

1. 料金表の改定は、当牧場が効力の発生する2ヶ月前に料金変更を共同オーナーに告知した上で、変更を行うことができるものとします。

第12条（会員規約の変更）

1. 当牧場は、改定後の会員規約を共同オーナーに事前に告知することにより、共同オーナーの了解を得ることなく会員規約を変更できるものとします。新規約の施行は、規約に記載されている改定日を施行日と致します。
2. 共同オーナーの重要な権利義務に関わる規約の変更は、当牧場が、効力の発生する2ヶ月前に改定の理由と改訂後の規約を共同オーナーに告知します。

第13条（事故の責任と損害賠償）

1. 共同オーナーは自己の責任において、当牧場の施設を利用するものとします。
2. 当牧場は、共同オーナーが施設利用中に生じた盗難・事故について、明らかに当牧場の責に帰すべき事由がある場合を除き一切の責任を負いません。
3. 共同オーナーが牧場を利用するにあたり、共同オーナーの責に帰すべき事由により万一第三者に対して損害を与えた場合、当該共同オーナーは自己の責任と費用をもって問題を解決し、当牧場にいかなる損害も与えないものとしたします。
4. 共同オーナーが当規約に違反した行為、また不正もしくは違法な行為によって当牧場に損害を与えた場合は、当牧場は当該共同オーナーに損害賠償請求をするものとします。

第14条(免責事項)

1. 当牧場は馬の健康状態や天災及びその他不可抗力により、共同オーナーに対して約束しているサービスの全部または一部を提供できない場合、一切の責任を逃れるものとします。

第15条(施設の閉鎖)

1. 当牧場は、次の事由により施設の全部又は一部を閉鎖することが出来ます。また、その場合の月会費については各項目に定める通りとします。(月会費の減免が発生する場合は当牧場より連絡をいたします)
2. 天災及びその他不可抗力により施設が使用できず、30日未満の閉鎖期間が生じた場合、月会費の減免や返金はありません。
3. 天災及びその他不可抗力により施設が壊滅的な被害を受けた場合、又は営業不可能な状態に陥った場合30日以内に復旧への対応に着手するか又は廃業するかを選択を当牧場が行います。廃業と選択した場合は、全共同オーナーに通知の上、当牧場を解散いたします。その場合、それまでに支払われた月会費等の返金はありません。
4. 施設の改修及び、設備工事などにより施設の一部又は全部を閉鎖する際は、共同オーナーに通知をした後、着工することとします。また、この際の月会費については施設全部を30日以上閉鎖する場合に限り、1ヶ月単位で全額返金するものとします。(30日未満の場合、日割り計算で返金致します)

第16条(協議)

1. 会員規約に定めのない事項が生じたとき、またはこの規約の解釈につき疑義が生じたときは双方誠意を持って協議の上解決するものとします。

第17条(準拠法・管轄裁判所)

1. 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。共同オーナーと当牧場の間で本規約に関連する訴訟の必要が生じた場合は、その第一審は札幌地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

以上

2021年8月1日 発行

株式会社 COAS 代表 小日向 素子